

お客様各位

イータス株式会社
〒220-6217
横浜市西区みなとみらい
2-3-5 クイーンズタワーC 17F
ETAS K.K.
Queen's Tower C-17F, 2-3-5
Minatomirai, Nishi-ku
Yokohama 220-6217
Japan

保守未更新ソフトウェアの取り扱いについて

2020年11月6日

拝啓 平素よりETAS製品を御愛顧いただき御礼申し上げます。

弊社では、ソフトウェアをご購入いただいたお客様には継続的に保守契約に加入いただき、弊社製品を最大限ご利用いただけることを願っております。

事情により保守が未更新となったソフトウェア、あるいはご担当者が不明のソフトウェアにつき、今後もご利用いただきたく下記の通り対応させていただきます。これを機会に弊社製品の活用を見直していただければ幸いです。

以上、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 未更新ソフトウェアの保守の遡りをご希望の場合、空白期間(直近の保守満了時から現在までの期間)、且つ次回更新時までの保守費をお支払いいただくことにより、保守を遡って契約することができます。保守遡りをご希望のお客様は、御見積を発行させていただきますので担当営業までご連絡ください。
 - ご担当者が不明のソフトウェアにつき貴社にリストを提供させていただきますので、ご利用される方の連絡先をご指示ください。
- ◇ 本通知より3か月後も保守のご発注がない場合、ステータスを「解約(Inactive)」とさせていただきます。

◇ 本通知より 3 か月後もご担当者が不明のソフトウェアについてはステータスを「解約(Inactive)」とさせていただきます。

ステータスを「解約(Inactive)」にした場合の注意点

- 保守契約中にライセンスキーを発行済みのソフトウェアは引き続きご利用いただけます。
- ホットラインサポートの対応はいたしません。
- 欠陥の修正及びアップグレードの御案内はいたしません。
- バージョンアップはできません。
- 旧バージョンのソフトウェアでは、最新のマイコン及び、最新のハードウェア、後継機に対応できない場合がございます。
- リホスト(ライセンスキーの再発行)はできません。
- ご購入後、一度もライセンスキーの有効化をされていないお客様は、ライセンスキーの発行ができなくなりますので、必ず保守期間終了前に弊社ポータルサイトにてライセンスキーの発行、及びソフトウェアのインストールを済ませておいてください。

以上